

太宰府市男女共同参画推進センタールミナス定期利用団体 利用基準

(趣旨・目的)

第1条 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス（以下「ルミナス」という。）を定期的に利用する団体（以下「定期団体」という。）の活動が円滑かつ効果的におこなわれ、併せてその運営が営利目的や、特定の個人の利益誘導に傾くことを防止するために必要な事項を定めるものとする。

(定期団体の資格)

第2条 定期団体は次の条件を備えたものとする。

- (1) 構成員が10人以上とし、毎回の出席者数が3分の2以上になるように努める。但し、館長が認めるときは、この限りではない。
- (2) 館の設置目的に沿った団体であること。
- (3) 利益及び営業を目的にしないこと。
- (4) 個人の教室（名称も含む）又は私物化した団体でないこと。また、団体の代表者は会員の中から選出し、施設予約の申請やその他の手続き等を会員がしていること。
- (5) 構成員は、原則として市内在住者・在勤者であること。但し、館長が認めるときは、その他の者でも利用することができる。
- (6) 使用する曜日・時間・会場が年間を通して一定であり、10月1日現在の時点で、ルミナスの月一回以上の利用実績が1年以上あること。
- (7) ルミナスの行事に参加協力できること。

(施設の提供)

第3条 所定の手続きを経て施設利用を申請するものに対して、次の各号により使用を許可する。

- (1) 利用は、原則として週1回を限度とし、1回の使用時間は3時間以内とする。但し、管理者が認めた場合は、施設の運営に支障がない範囲において利用回数及び利用時間を増やすことができる。
- (2) 利用団体の会費については、一人につき月額5,000円を上限とする。
(1回の講師謝礼金 × 月回数 + 月額運営費) ÷ 人数 = 会費（月額）
- (3) 講師謝礼金については、1時間あたり原則として5,000円を上限とする。
- (4) 1団体が連続して利用できる期間は1カ年とする。
- (5) 利用日（時間）が太宰府市等の主催事業と重複した場合は、利用の取消し又は変更をすることができる。

(定期団体活動の手続き及び運営)

第4条 定期団体の登録をしようとするものは、代表者を決定し、次の各号に掲げる書類に記入し、指定する期日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 定期団体登録申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 予算書
- (4) 申請書に変更が生じた場合は、定期利用団体申請書変更届

(利用上の厳守事項)

第5条 利用にあたっては、定期利用団体利用基準及び利用要項等を厳守するとともに、管理者の指示に従うこと。

(利用許可の取消)

第6条 管理者は、定期団体が利用基準及び利用要項等に反した時は、利用の許可を取り消すことができる。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から適用する。平成13年4月1日から適用する。平成15年4月1日から適用する。平成18年4月1日から適用する。平成30年10月1日改訂 令和4年9月15日改訂